

令和3年

第6回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年6月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第6回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第6回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年 6月30日(水) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	

3 欠席委員

○農業委員 な し

○推進委員

15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 日程第10 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
 日程第11 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和3年6月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、19名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、おりません。</p> <p>推進委員の欠席は、15番 蕪木 推進委員の1名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>2番 渡辺 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、2番 渡辺 委員、5番 皆川 委員、6番 見尾田 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、斎藤 局長、木村 次長、斎藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画、使用貸借権設定の解約になります。</p> <p>受付番号10番、外城町（トジョウチョウ）、地目は台帳が田、現況が畑、地積678㎡です。</p> <p>契約の内容が平成31年3月11日から令和4年3月10日まで、解約事由が「転用のため」です。</p> <p>解約及び引渡年月日がともに令和3年5月19日です。</p>

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

2ページをご覧ください。
報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明をいたします。

受付番号4番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が保田字城下（ジョウシタ）、地目は台帳・現況がともに田、面積が274㎡です。新地目が山林です。

申請理由は、申請地は川に隔たれて容易に行くことができず、周囲は山林で日当たりも悪いので、ずっと耕作されておらず現在は山林状態となっています。農地として復旧するには極めて困難な状態にあり、農地台帳から除外願いたい為です。

申請地の確認状況は、令和3年5月25日に農業委員4名と事務局2名で確認してまいりました。

申請地は中山間地に存在する農地で、現地に入る道がなく不耕作となっており、現在では雑木が繁茂し山林状態となっています。農地に回復するには開墾しなければならず現状復旧は著しく困難な状況です。また、農地に復旧しても周囲が山林で道もなく農地として利用するには困難であることが認められました。

農地区分につきましては、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であることから、その他の農地と、判断いたしました。

場所につきましては、3・4ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市営 宝珠温泉あかまつ荘から東へ100mほどに位置しており、周囲は傾斜のある山林で、道路との間には川が流れています。

5ページには更正図を掲載しております。

したがいまして、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。

続きまして、6ページになります。

受付番号5番、申請者は記載のとおりです。

土地の所在が土橋字屋敷添（ヤシキゾイ）、地目は台帳・現況がともに田、面積が36㎡です。新地目が山林です。

申請理由は、申請地は60年程前より水稻作付しておらず、現在は竹や雑

木等が繁茂し山林状態で水田に復旧できないためです。

申請地の確認状況は、令和3年5月25日に農業委員4名と事務局2名で確認してまいりました。

申請地は土橋集会所の東側に位置しており、圃場整備の際に農地の形状から集落添いに残ったと思われ、長年に渡り不耕作となっていました。

現在では竹や雑木等が繁茂し、農地に回復することは困難な状況にあり、仮に農地として復元しても面積や形状、周囲の状況から継続して利用できない土地であると確認しました。

農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

場所につきましては、7・8ページの位置図・案内図をご覧ください。

土橋集会所の東側に位置しており、集会所や隣の住宅の防風林の一部分のように見えました。

9ページには更正図を掲載しております。

したがいまして、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

4番案件について、3番 上松 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（上松）

3番 上松です。

4番案件の現地確認について、報告いたします。

先月の25日に現地確認を行いました。

現地は、川を隔てた反対側から見てまいりまして、現地へ行くには橋も見当たらず、行くことさえ困難な状態であり、農地としては無理であると見てまいりました。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、5番案件について、9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井）

9番 菅井です。

5番案件について、説明します。

先月分の現地調査と一緒に確認してきました。

集落の周りを通っている農道よりも、集落側に地番の農地があります。

今では、竹林の一部となっており、境部分もわからず、農地に回復するのは困難な状態と見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員 (「な し」 の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 議案書の10ページをご覧ください。
報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、説明します。
受付番号7番、転用事業者は記載のとおりです。
土地の所在が保田字砂山 (スナヤマ)、転用面積は4筆で4, 449㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。
許可年月日及び許可番号が令和元年11月25日、阿農委第501027号、完了年月日が令和3年5月24日です。
場所につきましては、11ページ・12ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区、砂山集落営農改善センターの北西側の農地であります。
13ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲って表示しております。
14ページには土地利用計画図を掲載しております。
当該地は25日に現地確認をまいりました。埋め戻しを行い表土が入っている状態でありましたが、畦畔は未設置の状態、これから設置するとの事です。どの段階を持って完了とするかは各農業委員会の判断にゆだねられておりますので完了とみなしてまいりました。
過去の実績から見て十分信用のある業者であり、特に問題は無いと判断しました。

以上で報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。
16番 大堀 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員 (大堀) 16番 大堀です。
今回は、砂利採取しているうち、一部完了したということで、現地を見てまいりました。
ただ今、事務局が説明したとおり、平らになっており、まだ畦はついておりませんが、きれいになっておりました。
今は、横割りになっておりますが、整地段階では縦割りにするということでございます。
来年の春まで、十分時間はありますので、良い田んぼになると見てまいりました。
以上です。

議長 (小嶋) ありがとうございます。

現地確認報告が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和3年5月31日開催の 定例総会で承認された 農地中間管理権設定の農地等全34件、325筆、272, 306.19㎡について、報告します。

議案書は、15ページからとなります。

はじめに 15ページ5番から39ページ21番、48ページ32番から50ページ34番の案件です。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和3年7月30日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は、令和3年7月31日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

移転については、15ページ1番から4番、39ページ22番から47ページ31番、移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の開始は、令和3年7月31日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、報告を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

事務局
(長谷川)

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

議案書の52ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転が3件、使用貸借権設定が2件です。

初めに所有権移転を説明いたします。

受付番号8番 飯山新字作場(サクバ)、地目は台帳・現況がともに畑、地積105㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は総額で210,000円の売買による所有権移転で、譲受人が自宅敷地に隣接する畑を購入するものです。

受付番号9番 寺社字大正ワン(タイショウワン)、地目は台帳・現況がともに田、地積1,009㎡、これを含めまして合計2筆で2,517㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は総額で300,000円の売買による所有権移転で、申請地は、譲渡人が管理できないことから売却するもので、今年には作付されていません。

受付番号11番 小浮字前島(マエジマ)、地目は台帳・現況がともに田、地積289㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は総額で30,000円の売買による所有権移転で、申請地は耕作されておらず、譲渡人から譲受人へ貰ってほしいと話があったものです。

続きまして、使用貸借権設定になります。

受付番号10番、55ページの12番とともに農業者年金受給中のため、10年間の使用貸借期間が終了することから再設定するものであり説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて、説明を申し上げます。

最初に、「申請地に小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の「農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また「地域との調和要件」については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑
がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
ついて、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
いて、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。
続きまして、日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許
可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局（長谷川） 58ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明い
たします。
受付番号12番、賃貸借権設定による一時転用です。
借り人・貸し人は記載のとおりです。
土地の所在が寺社字家浦（イエウラ）、地目は台帳、現況がともに田、地
積は2,015㎡のうち298㎡です。
転用目的は、福隆寺改築に伴う仮設道路で、資金計画は記載のとおりです。
工事期間は、令和3年8月1日から令和4年10月31日まで、農地区分
は、良好な営農条件を備えている概ね10ha以上の規模の一団の農地の区
域内と判断し第1種農地となりますが、一時的な転用であり許可できるもの
です。
転用事由は、福隆寺の改築にあたり、正面からの大型車両・重機等の出入
りが困難であることから、寺に隣接する申請地に仮設道路を設置し搬入路と
して一時利用するものです。
場所については59・60ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区 寺社地内にあります福隆寺の南側の水田になります。
61ページの更正図では、申請地を斜線で表示しております。
62ページには土地利用計画図を添付しております。盛土し敷き鉄板を敷
いて、境内に工事車両が入れるようにします。

続きまして、63ページをご覧ください。
受付番号13番、所有権移転による永久転用です。
譲受・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が寺社字道下（ミチシタ）、地目は台帳・現況がともに畑、地
積285㎡です。
転用目的は住宅敷地の拡張です。資金計画は記載のとおりです。
工事期間が令和3年7月1日から令和3年7月31日まで、農地区分につ
きましては、当該地が水原寺社集落内の住宅が連たんしている区域内にあ

り、第3種農地と判断しました。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は自宅敷地が狭く、駐車スペースが不足しており、冬は雪の捨て場所に不自由しているため、自宅隣地である申請地を購入し、駐車場及び雪捨て場として利用するものです。

場所につきましては、64・65ページの位置図・案内図をご覧ください。

旧寺社小学校から北へ200mほどの水原寺社集落内に位置しております。

66ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

67ページも更生図です。道路側に19.66㎡の宅地がありまして、その宅地もこのたび一緒に購入する計画です。

68ページは土地利用計画図です。図面のとおりに申請者自宅敷地の隣地である申請地を購入して自宅敷地を拡張し道路近くに車を2台程度止められるように、奥の方は雪捨て場として利用する計画となっております。舗装はしないという事です。

続きまして、69ページをご覧ください。

受付番号14番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が駒林字諏訪原（スワハラ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積73㎡です。

転用目的は車庫建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年7月1日から令和3年7月31日まで、農地区分につきましては、当該地が駒林集落内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は居住地に車庫を建設するスペースがないため、隣接地である申請地を購入し車庫を建設するものです。

この案件につきましては、相馬委員が発見したもので、相馬委員と無断転用であるため転用申請するよう指導した始末書付きの追認案件であります。

場所につきましては、70・71ページの位置図・案内図をご覧ください。

県立駒林特別支援学校から北へ400m程の駒林集落内に位置しております。

72ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

73ページは土地利用計画図・排水計画図です。

74ページは車庫の平面図・立面図です。車が2台入る車庫です。雨水は駒林川に流します。

続きまして、75ページになります。

受付番号15番、賃貸借権設定による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字上ノ瀬（カミノセ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積250㎡、これを含めまして合計2筆で774㎡です。

転用目的は、資材置場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、許可後から令和3年12月31日まで、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「準住居地域」に定められており第3種農地となります。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は総合建設業を経営しており、かねてより建築資材や砕石などの保管場所に苦慮しており新たな資材置場を探しておりました。申請地は現在の資材置場の近隣で、国道よりダンプの乗り入れが可能で重機を待機させることができ、資材等をまとめて管理できる土地であることから当該地を借り受けて資材置場として利用するものです。

場所については76・77ページの位置図・案内図をご覧ください。
安田地区 国道49号線の都辺田川に架かる都辺田川橋から北へ100m程に位置しております。

78ページの更正図では、申請地を太枠で囲んで表示しております。

79ページは土地利用計画図、排水計画図を添付しております。

80ページには断面図を添付しております。

続きまして、81ページになります。

受付番号16番、所有権移転（売買）による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

受付番号15番の隣地で15番と一体利用するものです。

土地の所在が保田字上ノ瀬（カミノセ）、地積は5筆合計2,135㎡です。
15番の賃借する土地と合わせて2,909㎡の転用になります。

転用目的は、資材置場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、許可後から令和3年12月31日まで、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種低層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、受付番号15番と同じで、こちらは購入して資材置場として利用するものです。

場所については82・83ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 国道49号線の都辺田川橋から北へ100m程に位置しております。

84ページの更正図では、申請地を太枠で囲んで表示しております。

85ページは土地利用計画図、排水計画図を添付しております。

周囲はL型擁壁にて土留めをし、砂利敷きといたします。資材、残土、碎石置場を設置し、ダンプ・重機を安全に稼働できる通路を設けます。雨水は溜桝を設置し、既設の排水路へ排水します。

86ページには断面図を添付しております。

続きまして、87ページになります。

受付番号17番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が山口町一丁目、地目は台帳が田・現況が畑、地積476㎡、これを含めまして合計3筆で681.30㎡です。

転用目的はカーポート、駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年7月1日から令和3年8月31日まで、農地区分につきましては、当該地が山口町一丁目地内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在、新潟市に住んでいますが、職場が阿賀野市にあるため、申請地に隣接する中古住宅を購入します。しかし、その敷地に車庫を建てる場所がないため、申請地を購入してカーポートを建築し、残りは駐車場として利用するものです。

転用面積が500㎡を越えていますが、譲渡人は現在、新発田市に居住し、実家は空き家となっており、阿賀野市の土地建物を全て処分したいと考えていますが、申請地は 近所の農家に「タダでもいらない。」と言われた土地であり、1筆476㎡だけ許可し、2筆205㎡が農地として残っても、効率的な耕作に資する面積や立地条件ではないと考え、譲受人が住宅用地として一体的に使用することはやむを得ないものと判断いたしました。

現地は今でも荒れており、農地として残しても荒廃農地となる可能性が極めて高いと思われれます。

場所につきましては、88・89ページの位置図・案内図をご覧ください。
安野小学校から北へ300mほどに位置しており、国道49号線沿いに越後桜酒造がありますが、その工場の裏手の住宅が連たんしている区域の一面になります。

90ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

91ページは土地利用計画図です。太枠で囲んでいる箇所が申請地で、その北側は購入する中古住宅が建つ宅地になります。雨水は、敷地内に側溝を設置し排水路へ流します。

92ページはカーポートの立面図です。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

12番案件、14番案件について、15番 柳 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（柳）

15番 柳です。

12番案件から申し上げます。

今ほど、事務局から説明がありましたが、申請自体の内容には問題はないわけでありますが、ただ、私が現地で説明を受けたなかで、搬出入路の農道の狭さ、肩の弱さ、それから62ページの排水計画図を見ていただきますと、横に道路が書いてありまして、これは市道だと思うのですが、農道と変わらないような状況の舗装道路でありまして、ここに大型クレーンなりが、お寺の改築材料など大きな物を運んだり、重機など大型車両が出入りすることに、後で心配するようなことがあるのではなかろうかと思ってきたわけでありまして、このことに関して業者をお願いをしてきたわけでありまして、

秋口の仕事でもございますから、農作業に支障を来すことがないように、指導をお願いしたいと思っております。

続きまして、14番案件でございますが、今ほど説明もありましたが、俗にいう完了届の確認のという感じで見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、13番案件、15番案件、16番案件について、17番 小林 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（小林）

17番 小林です。

去る25日に委員の皆さん4名と事務局2名の計6名で確認してきました。

現地につきましては、事務局から事細かく説明があったとおりでありまして、私の方から申し上げることはありませんが、委員の皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、17番案件について、16番 大堀 委員 より、現地確認報

告をお願いします。

委員（大堀）

16番 大堀です。
この場所につきましては、90ページを見ていただくと、1849番地の2に宅地とありますが、ここに建っている住宅も一緒に購入するという
ことで、資金計画が高くなっております。
駐車場として利用するというので、問題ないと見てまいりました。
以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご質疑
がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。
従いまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第9 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による
農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。斎藤 係長、お願いします。

事務局
（斎藤）

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
の決定について、説明申し上げます。
では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。
今月の受付状況は、所有権移転、1件、1筆、331.00㎡、使用貸借
権設定、1件、1筆、331.00㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。
93ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人の読み上げは、省略させていただきます。
なお、譲受人は、あっせん譲受等候補者名簿の登載者です。
それでは、左より、受付番号、土地の所在地、台帳現況地目、地積、内容
順に申し上げます。
1番、次郎丸字山下、台帳現況とも畑、331㎡、1筆を10a当り3
50,000円で売買するものです。

続きまして、使用貸借権設定の案件です。

94ページをご覧ください。

1番、次郎丸字山下、台帳現況とも畑、331㎡ 1筆を令和3年7月16日から令和13年7月10日まで、新規で設定するものです。

以上ですが、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するもの」であること。

「利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる」こと。

「農作業に、常時従事すると認められる」こと。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」こと。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤局長 —

続きまして、日程第10 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、関連性がありますので、一括して議題といたします。

事務局
(斎藤)

事務局の説明をお願いします。斎藤 局長、お願いします。

議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、並びに、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、ご説明申し上げます。

議案書は別冊となっております。

また、一緒にお配りいたしました別冊資料、修正前後の対照表と併せて、ご覧ください。

この案件は、4月総会において原案をご承認いただいた後、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきましては、関係機関からの意見聴取やパブリックコメントを実施し、併せて、4月総会以降に把握した数値への修正、そのことに伴う、目標値や文言等の修正を行ったものであります。

今月の総会では、その最終案をご審議いただくため、上程させていただいたものでございます。

それでは最初に、議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

別冊資料は1ページになります。

大項目の2「担い手への農地の利用集積・集約化」の項目の2、「令和2年度の目標及び実績」につきまして修正いたしました。

担い手から担い手へ集積した面積などを差し引いた集積面積を新たに確認することができたことから、最終案の数値は、集積面積 4, 173ha、新規集積面積140ha、目標値に対する集積率は100.97%になりました。

なお、記載項目ではありませんが、農地面積に対する集積率は66.01%となりました。

併せて、項目の4、「目標に対する評価」でございますが、集積率が66.01%となり、4月総会時点での、69.70%と差異が生じたので、記載のとおり文言を修正いたしました。

続きまして、9ページをご覧ください。

大項目の7「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、でございますが、関係機関からやパブリックコメントによるご意見等はなかったことから、空欄のままとなっております。

続きまして、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につきましてご説明いたします。

議案書別冊の10ページをご覧ください。

別冊資料は2ページになります。

最初に、大項目の1「農業委員会の状況」の項目の1、「農家・農地等の概要」でございます。

上段右側の表の認定農業者数、基本構想水準到達者、認定新規就農者及び中段の表の1行目、耕地面積につきまして、修正したものであります。

このなかで、耕地面積につきましては、国土調査、圃場整備等に伴う一筆調査の実施及び農業振興地域の見直しなどが要因となり、面積が増加したものであります。

なお、農林業センサスに基づく記載箇所につきましては、現時点での市町村単位の公表内容では、全て把握することが出来ないことから、記載箇所間

の整合性を維持するため、修正は行っておりません。

続きまして、11ページをご覧ください。

別冊資料は2ページになります。

大項目の2「担い手への農地の利用集積・集約化」の項目の1、「現状及び課題」につきまして修正いたしました。

管内の農地面積を、耕地面積の修正により6,457haに、先ほど議案第4号でご説明いたしましたとおり、これまでの集積面積を4,173haに修正した結果、集積率が64.63%になったものであります。

この修正により、項目の2、「令和3年度の目標及び活動計画」につきましても修正いたしました。

別冊資料の3ページをご覧ください。

集積率を修正したことで、70%から離れたため、集積率目標を令和2年度と同じく、令和4年度末時点で70%とし、このことに合わせて、令和3年度の新規集積面積目標値を174haとすることに、文言等を修正したものであります。

続きまして、12ページをご覧ください。

資料は3ページ、4ページになります。

大項目の4「遊休農地に関する措置」及び大項目の5「違反転用への適切な対応」、共に項目の1、「現状及び課題」につきまして、耕地面積の修正に併せて、管内の農地面積を6,457haに修正したものであります。

4月総会時の原案から修正した箇所は以上のとおりでございます。

これで、議案第4号及び議案第5号につきまして、説明を終わります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第11 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 特にございません。

議長（小嶋） 事務局からは特にないようですが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

－ 14時21分終了 －

